

安全保障理事会決議 1881 (2009)

2009年7月30日、安全保障理事会第6175回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの情勢に関する全ての従前の決議および議長声明を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する強い公約、また、スーダンにおけるさまざまな課題への取組を支援するために、その主権を完全に尊重しつつ、スーダン政府と共に活動するとの決意、を再確認し、

従前の、武力紛争下の文民の保護、特に、国際連合世界サミットの成果文書関連条項を再確認する決議 1674(2006)、武力紛争下の子どもに関する決議 1612(2005)、人道および国際連合の要員の保護に関する決議 1502(2003)、女性、平和および安全に関する決議 1325(2000)並びに決議 1820(2008)をも再確認し、

彼の勧告を含む2009年2月10日付のスーダンにおける武力紛争下の子どもに関する報告書(S/2009/84)および2007年8月29日付のスーダンにおける武力紛争下の子どもに関する報告書(S/2007/520)に留意し、さらに安全保障理事会作業部会により承認されたスーダンにおける武力紛争下の子どもに関する結論(S/AC.51/2008/7)を想起し、

アフリカ連合の重要な役割を歓迎し、

ダルフルにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)に関する7月13日の事務総長報告書(S/2009/352)を歓迎し、

安保理が、平和維持展開に対して厳格で戦略的なアプローチを追及する必要性を強調し、

決議 1769(2007)の採択から二年後、ダルフルの継続する深刻な治安状況および人道的な状況の悪化、並びに一般市民に対してくり返し起こる攻撃に懸念を表明し、ダルフルにおける人権および国際人道法のあらゆる違反に対する非難をくり返し表明し、全ての当事者に対して国際人道および人権法の下での義務を遵守するように求め、このような犯罪の加害者を訴追する必要性を強調し、また、この点において、スーダン政府がその義務に従うように促し、

ダルフールにおける現在進行中の暴力が、スーダン全土と同時に、地域の安定に否定的な影響を与えかねないとの懸念を再確認し、スーダン政府とチャド政府の間の現在進行中の緊張の否定的な影響に懸念を持って留意し、ダルフールおよび地域の長期的な平和を達成するために、両国におけるこれらの緊張および反乱活動が縮小されなければならないことをくり返し表明し、また、スーダンおよびチャドに対し、ダカール・コンタクト・グループおよび国際社会に建設的に従事するように奨励し、

ダルフールの政治プロセスおよび主任仲介者の取組を促進し、また、支援するとの強い公約と決意を表明し、また、いくつかの集団が政治プロセスへの参加を拒否し続けているとの事実を憂慮し、

スーダンにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

1. 決議 1769(2007)に規定されている UNAMID の職務権限を、2010 年 7 月 31 日まで、さらに 12 か月延長することを決定する。
2. とりわけ(a)ダルフール全域での市民の保護、および(b)安全で、時宜にかなない、妨害されない人道援助の接近、人道援助要員の安全および人道援助輸送の保護という観点から、UNAMID がその職務権限と能力を最大限活用する必要性を強調する。
3. UNAMID に対して兵力および警察官を提供している国々の貢献および援助提供者を賞賛し、国際連合加盟国に対し、残りのヘリコプター、空中偵察、地上輸送、衛生および補給部隊ならびにその他の必要とされる軍事的支援の誓約および提供を求め、UNAMID の義務付けられた任務を効果的に遂行する能力をもった大隊の必要性を強調し、この観点から、大隊が適切に訓練され、装備されていることを確保するうえでの援助提供者の継続した支援を要請し、さらにまた、UNAMID に対し、ダルフールにおいて、その能力をどのようにして最大限活用することができるか検討するよう要請する。
4. スーダン政府の UNAMID との協力の改善を歓迎し、三者委員会の信頼できる活動を賞賛し、安全と移動の自由の確保を含め、UNAMID の完全かつ速やかな展開と適切な任務の遂行の障害の除去をダルフールの全ての当事者に求め、またこの観点から、スーダン政府に対し、兵力地位協定を完全に遅滞無く遵守すること、とりわけ UNAMID 要員に対する時宜にかなった査証と航空便および装備の入港許可の発給を求める。
5. 武装集団による UNAMID に対する従前の攻撃に対する非難をくり返し表明し、

UNAMID に対するあらゆる攻撃もしくは威嚇は受け入れられないことを強調し、このような攻撃の再発がないことを要求し、また、UNAMID 要員の安全を強化する必要性を強調する。

6. 国連平和維持活動の進展を測定できる、達成可能で現実的な目標の重要性を強調し、この観点から、事務総長に対し、アフリカ連合との協議に続いて、
 - (a) その任務を実施するにあたり UNAMID が行った進展を測定し、たどるための達成条件を含む戦略的な活動計画を安保理の検討のために提出すること、
 - (b) 次の報告書にそれらの達成条件に対する進展の評価と共に UNAMID の任務と展開部に関する結果として生じる勧告を含むこと、および
 - (c) 今後 90 日ごとに、安保理に対し、ダルフル全域における UNAMID の任務の履行へ向けて行なわれた進展、および政治プロセス、治安および人権状況ならびに国際的な義務に対する全ての当事者の遵守に関して報告することを要請する。

7. ダルフルにおける全ての紛争当事者による暴力、市民、平和維持要員および人道援助要員に対する攻撃をただちに止め、また人権および国際人道法の下での義務を遵守するよう要求し、敵対行為の即時停止と全ての当事者が、持続的かつ永続的な休戦に対して取り組むように求め、事務総長に対し、より効果的な停戦監視メカニズムの開発のために関連する当事者と協議するよう要請し、また UNAMID が平和へ向けての当事者の十分かつ建設的な努力を損なうような主な暴力の発生を報告する必要性を強調する。

8. ダルフルの紛争には軍事的な解決は存在せず、包括的な政治解決および UNAMID の成功裏の展開がダルフルの平和の再確立には不可欠であることをくり返し表明し、アフリカ連合／国際連合主導のダルフルの政治プロセスと合同主任仲介者ジブリ・イペネ・バソール氏の活動に対する完全な支援を再確認し、反政府集団を含む全ての当事者に対し、バソール氏の仲介の下で、枠組み合意の締結を目指して対話を開始することを含め、ただちに前提条件無しで和平プロセスに完全かつ建設的に取り組むように求め、この観点からカタルおよびリビアの活動ならびに地域の他の諸国の支援を歓迎し、UNAMID に対し、合同主任仲介者および合同仲介委員会を支援するよう求め、また、建設的で公開された対話を通して、平和と安全に資する環境を作り出すために、女性および女性が主導する組織、地域集団および部族指導者を含め、市民社会の取組の必要性を強調する。

9. スーダンおよびチャドに対し、2009 年 5 月 3 日のドーハ協定、2008 年 3 月 13 日のダカール協定、および従前の二国間の協定の下での義務を遵守するよう求め、また、両国が、関係を正常化する目的で、ダカール・コンタクト・グループと建設的に取り組み、

武装集団への援助を中止し、地域での非合法的な武器の取引と戦う行為を強化し、効果的な合同の境界監視の設立、また、ダルフルールおよびさらに拡大された地域での平和と安定を確立するために外交的な手段を通して協力する必要性を再確認する。

10. スーダンの一地区における紛争は、スーダンの他の地区および地域の紛争にも影響を与えることに留意し、また、UNAMID に対し、国際連合スーダン・ミッション (UNMIS) および国際連合中央アフリカ共和国チャドミッション (MINURCAT) を含む地域の他の国際連合のミッションと緊密に調整するよう促す。
11. UNAMID に対し、その現行の能力と職務権限内において、必要とされる場合の助言と支援の提供を通し、信頼できる国政選挙を準備する UNMIS の取組を支援し且つ補完するよう要請する。
12. ダルフルールにおける人道的な状況の継続した悪化に対する深刻な懸念を表明し、スーダン政府と国際連合との間のダルフルールにおける人道的活動の促進に関するコミュニケの完全な履行を求め、また、スーダン政府、全ての民兵、武装集団およびその他の全て利害関係者に対し、人道援助団体および援助要員並びに必要としている人々に対する人道援助活動の提供の十分、安全かつ妨害を受けないアクセスの確保を要求する。
13. ダルフルールの全ての紛争当事者に対し、難民および国内避難民の自発的、安全、尊厳を持ち、また持続的な帰還に資するような条件を作り出すよう要求する。
14. 紛争当事者に対し、決議 1820 (2008) に沿って、女性と子どもを含む、市民をあらゆる形態の性的暴力から守るための適切な措置を直ちにとるよう要求し、事務総長に対し、女性と少女に性的な暴力およびジェンダーにもとづく暴力からの保護を提供するための包括的な戦略を開発し、また、決議 1325 (2000) および決議 1820 (2008) の関連する規定が UNAMID により履行されることを確保し、さらに、これに関する情報を安保理に対する報告に含めるよう要請する。
15. 事務総長に対し、(a) 子どもの状況に関する監視と、上記第 6 項に言及されている報告書の一部としての報告を継続し、(b) 子ども兵の徴兵と使用およびその他の子どもに対する国際人道法違反を終了させるための期限を設けた活動計画の準備へ向けて紛争当事者との対話を継続することを確保するよう要請する。
16. この問題に引き続き取り組むことを決定する。